



改訂の背景

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業及びゾーニングマップを区域施策編に反映させた上で、事務事業編と統合することでスリム化を図ったものです。

目的

区域施策編： 本市域の総合的かつ計画的な目標や取組内容を定め、これらを推進及び実施することで、本市域の温室効果ガス削減目標の達成に寄与することを目的とします。
事務事業編： 本市の事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

位置付け

国及び山形県の各種法令・計画のほか、市の上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」、「第4期米沢市環境基本計画」などの下位計画として位置付けられます。

区域施策編 期間：2019（令和元）年度～2030（令和12）年度 ※長期目標は2050（令和32）年度まで

（1）削減目標

中期・長期	削減目標
中期	2030年度に2013年度比で 46.8%削減 します。
長期	2050年度に カーボンニュートラル を達成します。

（2）施策

施策	具体的内容（抜粋）
エネルギーの地産地消の推進	地域共生型の再生可能エネルギー電源の開発 脱炭素先行地域づくり事業の推進 など
省エネルギーと省資源の推進	電動車等、公用車の次世代自動車導入促進 デコ活の普及促進 など
気候変動への対策	農地・緑地の保全 熱中症予防、クーリングシェルター設置 など
ごみの減量化の推進	4R活動の普及啓発 など
資源循環の推進	ごみの分別の徹底、普及啓発 など
ごみの適正処理の推進	町内会、事業者等との連携 など
自然環境、生物多様性の保全	生物多様性への理解促進、情報発信 など
生活環境、快適環境の保全	事業活動から生じる公害の未然防止 など
環境教育・環境学習の推進、情報発信	市HPや広報誌等を活用した情報発信 など
環境保全活動の推進	環境イベントによる連携推進 など

（3）地域脱炭素化促進事業【NEW】

① 地域脱炭素化促進事業の目標

導入可能エリアを設定することで、再生可能エネルギーを最大限導入し、2050年に**カーボンニュートラル**を達成します。導入可能エリア外であっても住宅及び事業所における屋根置き太陽光発電の普及促進に努めます。

② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

エリア名	定義
保全エリア	重大な環境影響が懸念される、又は災害に係る危険性が著しく高く、再生可能エネルギー施設の立地困難等により、環境保全を優先することが考えられるエリア。
調整エリア	環境影響及び災害危険性等の観点から再生可能エネルギー施設の導入にあたって調整が必要なエリア。
導入可能エリア	環境・社会面から陸上風力発電及び太陽光発電の導入可能性のあるエリア。

③ エリア設定（ゾーニングマップ）



事務事業編 期間：2019（令和元）年度～2030（令和12）年度

（1）削減目標

2030年度に2013年度比で**51.0%削減**します。

（2）取組

取組	具体的内容（抜粋）
施設管理における運用改善	空調の適正な温度管理 など
新築及び改修並びに設備更新	2030年度までにLED照明100%導入 など
再生可能エネルギーの導入	設置可能な建築物の50%以上に太陽光発電 など
職員の日常的活動	省エネ・節電等の取組の定着 など